

令和6年3月21日

組 合 員 各 位

静岡県歯科医師国民健康保険組合

産前産後期間相当分の保険料軽減措置について

標題のことにつきまして、厚生労働省国民健康保険課から子育て世帯への経済的負担の軽減措置として『出産した被保険者について産前産後期間における国民健康保険料を軽減する』ことが通知されました。

これを受け標記に係る規約の一部改正が、令和6年2月29日に開催された第131回組合会にて可決・承認され、県知事の認可を受けましたので、令和6年1月より産前産後期間相当分の保険料軽減を施行いたします。

つきましては、当組合から「産前産後の保険料軽減措置届出書」を出産が確認できた対象者に令和6年4月以降に順次送付いたしますので、当組合へご提出をお願いいたします。

詳しい内容につきましては、別紙リーフレットをご参照ください。

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除（還付）されます！

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産のあった静岡県歯科医師国民健康保険組合被保険者の方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 対象者には当国保組合から「産前産後の保険料軽減措置届出書」を送付いたします。

国民健康保険料の軽減措置の対象期間

- 出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が還付されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※1. 産前産後期間の保険料が還付されます。

※2. 多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が還付されます。

- 令和6年1月から施行しますので令和5年11月以降に出産した方が対象者となります。（※3参照）
- 令和5年度においては
産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が還付されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月

※3. 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料が軽減されます。令和6年1月より前の期間については還付の対象とはなりません。

 …対象期間

注意事項

- 保険料還付の対象は、**出産した方の保険料のみ**になります。（他の方の保険料は対象外）
- 産前産後期間の**保険料の納付が確認できた後**に届出口座へ還付いたします。
- 産前産後期間中に、資格喪失した場合は喪失月の前月分までの保険料が還付の対象となり、資格取得した場合は資格取得月から対象となります。
- 「産前産後の保険料軽減措置届出書」には**雇用主の記名が必要**となります。

届出先

静岡県歯科医師国民健康保険組合

〒422-8006 静岡市駿河区曲金3丁目3番10号 静岡県歯科医師会館1階

TEL 054-283-3526

産前産後の保険料軽減措置届出書

被保険者証番号		組合員氏名	
出産者氏名		出産年月日	
組合員との続柄	本人 ・ 家族	単胎妊娠 多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎
住所 電話番号	〒 () -		
資格喪失予定の有無	有 ・ 無		
(退職等により当国保組合を脱退される予定があるかの確認になります。※4参照)	有に○をつけた場合、下記に予定日をご記入ください。 令和 年 月 日(予定)		
振込先口座 (組合員の口座)			
振込先金融機関名		預金種目	口座番号
銀行	金融機関コード	普通預金	口座名義(組合員)氏名
農協			(ふりがな)
信用金庫	店番	その他	
支店		()	
上記のとおり、「産前産後の保険料軽減措置」による保険料還付の振込口座の届出をいたします。 令和 年 月 日 組合員氏名			
産前産後の保険料軽減措置届出書の内容を確認・承諾しました。 甲種組合員(雇用主)氏名 (ゴム印可)			
静岡県歯科医師国民健康保険組合 様			

※1.太枠の部分にご記入のうえ、甲種組合員(雇用主)の確認・記名を受けてから届出ください。

※2.保険料の軽減は出産した方のみ対象になります。

※3.還付は、産前産後期間が経過し保険料の納付が確認されてからになります。

※4.産前産後期間中に資格喪失した場合は、喪失月の前月までが軽減の対象となります。

※5.産前産後期間中に資格取得した場合は、資格取得月から軽減の対象となります。なお、産後期間であることが確認できる書類の添付が必要となります。

【組合記入欄】

対象年月	令和 年 月 ~ 令和 年 月
軽減保険料額	月額 円 × ヶ月 = 円

〈届出先〉

静岡県歯科医師国民健康保険組合

住所：〒422-8006

静岡県静岡市駿河区曲金3-3-10

静岡県歯科医師会館1階

TEL：〈054〉283-3526

理事長	常務理事	事務長	係	受付